

令和5年7月3日の降ひょう被害に係る支援について

令和5年7月3日の降ひょうにより、被害を受けた方へ下記の支援を実施します。

【農業者向け】

1 災害見舞金

園芸用ハウスや畜舎などの農業用施設に10万円以上の被害を受けた農業者へ、1経営体につき5万円の見舞金を支給します。

2 次期作付種苗等購入費補助等（群馬県農漁業災害対策特別措置条例適用が条件）

農作物に3割以上の被害を受けた農業者へ、樹草勢回復のための肥料費や病害虫防除の費用、次期作付の種苗費等を補助。

(1) 補助率 当該経費の10/10以内

3 施設再建・修繕補助（群馬県農漁業災害対策特別措置条例適用が条件）

農業用施設に県算定で10万円以上の被害を受けた農業者へ、復旧や修繕に係る費用を補助。

(1) 補助率 対象経費の3/10以内

※ただし、前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業を活用する場合は、1/2補助

※補助要綱や申請書の詳細が決まり次第、別途市HP等に掲載します。

【災害廃棄物の受入】

今回の降ひょう被害により発生した廃棄物は、自己搬入に限り各清掃工場（可燃物は六供清掃工場、不燃物は荻窪清掃工場及び富士見CS）で受入れを実施します。

なお、搬入時には、罹災証明書もしくは被災届出証明書をご持参ください。

【問い合わせ先】

清掃施設課 027-223-5300 荻窪清掃工場 027-269-0621

六供清掃工場 027-224-0130 富士見CS 027-230-5300

本件に関するお問い合わせ先

農業者向け支援

農政課 農産園芸係

電話 直通 / 027-898-6704

災害廃棄物の受入

清掃施設課 管理係

電話 直通 / 027-223-5300